

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年六月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二十号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第十条第六項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 その者が次のいずれかに該当する場合

イ 特定退職者であつて、雇用保険法第二十四条の二第一項各号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの

ロ 雇用保険法第二十二条第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの

第十条第七項第五号中「公共職業安定所」を「公共職業安定所、職業安定法第四条第八項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第十八条の二に規定する職業紹介事業者の」に改める。

附則に次の一項を加える。

25 平成三十四年三月三十一日以前に退職した職員に対する第十条第六項の規定の適用については、同項中「第二十八条まで」とあるのは「第二十八条まで及び附則第五条」と、同項第二号中「ロ 雇用保険法第二十二条第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは「ロ 雇用保険法第二十二条第二項

ハ 特定退職者であつて、雇用保

に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条
險法附則第五条第一項に規定する地域内に居住し、かつ、知事が同法第二十四条の二第
の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、
一項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第
かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安
四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの（イに掲げる者を除く。
定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの
とする。

附 則

（施行期日等）

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十条第七項第五号の改正規定及
び附則第三条の規定は、平成三十年一月一日から施行する。

2 この条例（第十条第七項第五号の改正規定を除く。）による改正後の職員の退職手当
に関する条例（次条において「新条例」という。）の規定及び次条の規定は、平成二十
九年四月一日から適用する。

（経過措置）

第二条 新条例第十条第六項（第二号に係る部分に限り、新条例附則第二十五項の規定に
より読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した職員の退職手当
に関する条例第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる
者を含む。）をいう。次条において同じ。）であつて職員の退職手当に関する条例第十
条第一項第二号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の
同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）
の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日
数分の同条第二項の退職手当の支給を受け終わった日が平成二十九年四月一日以後であ
るものについて適用する。

第三条 退職職員であつて雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十四
号）第四条の規定による改正後の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号。以下こ
の条において「改正後職業安定法」という。）第四条第八項に規定する特定地方公共団
体又は改正後職業安定法第十八条の二に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就
いたものに対するこの条例（第十条第七項第五号の改正規定に限る。）による改正後の
職員の退職手当に関する条例第十条第七項（第五号に係る部分に限り、職員の退職手当
に関する条例第十條第十項において準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が
当該紹介により職業に就いた日が平成三十年一月一日以後である場合について適用する。